

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第3条 法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第3条 法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を<u>当該申請に係る住宅の所在地を所管する広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>(不認定の通知)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、法第6条第1項又は第8条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>(不認定の通知)</p> <p>第4条 <u>局長</u>は、法第6条第1項又は第8条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>(不承認の通知)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、法第10条の承認をしないこととしたときは、別に定める様式による不承認通知書を同条各号に掲げる者に交付するものとする。</p>	<p>(不承認の通知)</p> <p>第5条 <u>局長</u>は、法第10条の承認をしないこととしたときは、別に定める様式による不承認通知書を同条各号に掲げる者に交付するものとする。</p>
<p>(建築等の取りやめの届出)</p> <p>第6条 法第10条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(建築等の取りやめの届出)</p> <p>第6条 法第10条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(建築の完了)</p> <p>第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、別に定める様式による建築完了届書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(建築の完了)</p> <p>第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、別に定める様式による建築完了届書を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p>第9条 <u>知事</u>は、法第14条の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、別に定める様式による認定取消通知書を当該認定計画実施者に交付するものとする。</p>	<p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p>第9条 <u>局長</u>は、法第14条の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、別に定める様式による認定取消通知書を当該認定計画実施者に交付するものとする。</p>
<p>(規模の基準)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(状況調査書)</p> <p>第12条 省令第2条第1項に規定する状況調査書は、別に定める様式による状況調査書によらなければならない。</p> <p>(規模の基準)</p> <p>第13条 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。